

新浜リサイクルセンターごみ質分析調査業務委託仕様書

- 1 委託名 新浜リサイクルセンターごみ質分析調査業務委託
- 2 履行場所 千葉市中央区新浜町4番地 新浜リサイクルセンター
- 3 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで
- 4 測定・分析調査項目

本施設で処理された可燃及び不燃残渣と本施設に搬入される不燃及び粗大ごみを、厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知「環整第95号」に基づく方法により分析する。

分析は年4回（6、8、11、2月ごろ）行う。なお、不燃残渣の分析項目のうち、アの一部（三成分比率）およびウ～オは年1回（2月ごろ）のみとする。

分析項目の詳細は別紙 検査項目一覧表による。

調査時期、準備及び計画について、発注者と協議後に実施すること。

- (1) 可燃残渣
 - ア ごみの性状
 - イ ごみの物理組成
 - ウ 元素分析
 - エ 発熱量
 - オ 灰分の性状
- (2) 不燃残渣
 - ア ごみの性状
 - イ ごみの物理組成
 - ウ 元素分析
 - エ 発熱量
 - オ 灰分の性状
- (3) 搬入不燃ごみ
 - ア ごみの性状
 - イ ごみの物理組成
 - ウ 製品別種類（※）
- (4) 搬入粗大ごみ
 - ア ごみの性状
 - イ ごみの物理組成
 - ウ 製品別種類（※）

※搬入された不燃ごみ、粗大ごみの中に千葉市が拠点回収対象品目としている小型家電が含まれている場合は、容量、重量、個数を測定し、含有される希少金属等の量を推計すること（含まれていない場合も比較のために0として提出すること）また、容器包装以外のプラスチック類（軟質・硬質）については、単一素材のものが分かるよう結果をまとめること。

- 5 分析結果報告書
 - 資料採取後30日以内にA4版報告書2部及び電子データを提出すること。
 - 電子データの納品形式は受注者と協議すること。
- 6 委託料の支払等
 - (1) 受注者は、業務がすべて完了したときは完了届を提出し、業務の検査を受けること。
 - (2) 受注者は、検査に合格したときは、委託料の請求をすることができる。